



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP: <http://task-legal.or.jp>



## ★今号のTOPIC★ 医療法人の附帯業務について

医療法人は「本来業務」のほかに、定款等で定めることにより「附帯業務」「附随業務」を行うことが出来ます。本来業務とは、病院、診療所、介護老人保健施設の経営のことをいい、附帯業務とは、その開設する病院、診療所等の業務に支障のない範囲で行うことができる保健関係業務をいいます。また、附随業務とは、開設する病院、診療所等の業務の一部として行う売店の経営などのことをいいます。今号では医療法人の附帯業務について解説します。



### 附帯業務の内容

附帯業務として実施できる事業は、下記の施設等の運営など多岐にわたります。

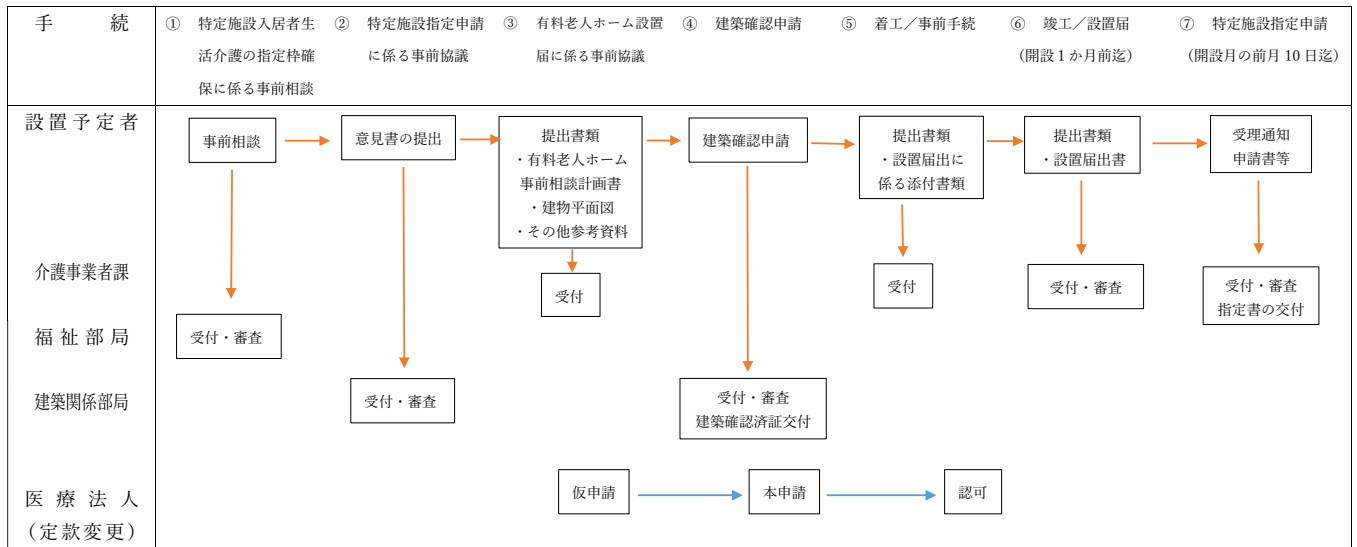
**訪問看護ステーション、サービス付き高齢者向け住宅、介護保険法に規定する訪問介護・通所介護・通所リハビリテーション、有料老人ホーム、介護職員養成研修事業、乳児院、母子生活支援施設、認可外保育施設、児童養護施設、障害児入所施設、メディカルフィットネス、薬局、施術所（鍼灸院等）、衛生検査所 など** (医療法第42条各号より抜粋して簡易的に記載)

### 附帯業務を行うには

附帯業務を行うには、事前に医療法人の定款等の変更認可申請が必要です。

また、定款等の変更とは別に、運営する施設等に関する個別の法律で定められた手続きを要する場合があります(訪問看護ステーションの指定申請、鍼灸院の開設届、保育園の設置認可申請など)。

⇒一例として、有料老人ホームの設置手続きの流れをご紹介します。



## 附帯業務を計画する際の注意点

①医療法人の運営として不適当であるものは附帯業務として認められません。いわゆる「介護タクシー」のような、旅行や買い物といった介護保険サービスとの関連性を有しない業務などは認められません。また、医療関係者の育成の目的であっても、医療法人の後継者に学費を援助し、大学(医学部)等で学ばせることや、研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的を逸脱するものもNGです。

②上記のとおり、定款変更には申請から認可までに約2～3か月程度かかります。余裕をもった計画を立てましょう！



**タスク司法書士法人・行政書士法人では医療法人の手続に幅広く対応しております。**

**ぜひお気軽にご相談ください！**

次号の予告TOPIC 医療法人の「分院開設」について